

報告第3号

専決処分の報告について
(損害賠償額の決定：都市整備課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	116,948円
相手方	田野町在住の女性
事故発生年月日	令和4年10月21日
事故発生場所	小松島市立江町字小田ノ浦
事故の概要	

事故発生場所の十字路において、県道28号阿南小松島線を南方向へ進行していた公用車と、小田橋を渡り、市道立江3号線へ抜けるため西方向へ進行する相手方車両とが出合い頭に接触したものの。

令和5年1月13日 専決第1号

小松島市長 中山 俊雄